

ご契約に関する重要事項について

1. お申込み方法

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ離島等供給約款の供給条件等における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送供給等約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

2. 需給契約の成立

需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。

3. 工事費等の負担

契約の開始・変更、設備変更により工事費負担金およびその他費用（以下「工事費等」といいます。）が発生する場合は、お客さまにその工事費等を負担していただくことがあります。

なお、工事費等の負担が必要な場合は別途お知らせいたします。

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は標準電圧100ボルトまたは200ボルト、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

5. 契約電流・契約容量・契約電力

離島等供給約款に定めるお客さまが適用を受ける契約種別における算定方法により得た値といたします。

6. 検針日

検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、あらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

7. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日もしくは直前の検針日から消滅日までの期間といたします。

8. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(4)の場合を除き、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(4)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読みによります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- (3) (1)にかかわらず、記録型計量器により使用電力量を30分単位で計量する場合があります。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間において合計した値といたします。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、離島等供給約款にもとづき、原則として、お客さまと当社との協議によって定めます。

9. 料金の算定方法

料金は、離島等供給約款に定めるお客さまが適用を受ける契約種別における算定方法により算定いたします。

10. 料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、原則として検針日に発生いたします。支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

11. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

12. 延滞利息

お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。（年利10パーセント）

13. 保証金

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合で、支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

また、お客さまが支払期日を超過してなお料金を支払われなかった場合、供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

なお、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、改めて保証金を預けていただく場合がございます。

14. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) お客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他この離島等供給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

15. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に設置していただくとともに、当社がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

16. 供給の停止

お客さまが料金の支払期日をさらに20日経過してもなお支払われない場合等、離島等供給約款に定める供給の停止の理由に該当する場合には、お客さまの電気の供給を停止することがあります。

17. 違約金

当社は、お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

18. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。

19. 需給契約の廃止

お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

20. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

21. 解約等

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまの需給契約を解約する場合があります。

- (1) 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが、当社に需給契約の廃止の通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

22. 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受けます。

23. 保安等に対するお客さまの協力

次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。

- (1) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

24. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、離島等供給約款等によります。離島等供給約款は、当社ホームページにてご確認ください。
- (2) 離島等供給約款を変更する場合には、当社は、変更前は、離島等供給約款の変更内容を、変更後は、離島等供給約款の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。
- (3) 各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

[お問い合わせ窓口]

ネットワークサービスセンター コンタクトセンター	0120-831-119
-----------------------------	--------------

北陸電力送配電株式会社
富山県富山市桜橋通り3番1号
富山電気ビル第二新館4階
ネットワークサービスセンター
<http://www.rikuden.co.jp/nw/>

以上